

消防法令に基づく申請書等の事務処理等に関する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

新潟市消防局長 松田 文博

新潟市消防局訓令第7号

消防法令に基づく申請書等の事務処理に関する規程

消防法令に基づく申請書等の事務処理に関する規程(昭和37年消防本部訓令第12号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。)、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。)、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。)及び新潟市危険物の仮貯蔵仮取扱いの承認申請及び製造所等の資料の提出に関する規則(昭和35年新潟市規則第10号。以下「危仮規則」という。)の規定に基づく申請書、届出書等の事務処理並びに消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「政令」という。)の規定に基づく防火管理及び防災管理に関する講習会について必要な事項を定めるものとする。

(防火管理者の届出)

第2条 法第8条第2項の規定による防火管理者の選任又は解任の届出は、省令別記様式第1号の2の2の防火管理者選任(解任)届出書(以下「防火管理者選解任届出書」という。)により、2部所轄消防署長(以下「署長」という。)に提出させるものとする。

2 署長は、前項の届出を受理したときは、防火管理者選解任届出書1部に別記様式第1号の届出済印(以下単に「届出済印」という。)を押印し、届出者に返付するものとする。

(自衛消防組織の届出)

第3条 法第8条の2の5の規定による自衛消防組織の設置又は変更の届出は、省令別記様式第1号の2の2の3の3の自衛消防組織設置(変更)届出書(以下「自衛消防組織

届出書」という。)により、2部署長に提出させるものとする。

- 2 署長は、前項の届出を受理したときは、自衛消防組織届出書1部に届出済印を押印し、届出者に返付するものとする。

(防災管理者の届出)

第4条 法第36条第1項において準用する法第8条第2項の規定による防災管理者の選任又は解任の届出は、省令別記様式第15号の防災管理者選任(解任)届出書(以下「防災管理者選解任届出書」という。)により、2部署長に提出させるものとする。

- 2 署長は、前項の届出を受理したときは、防災管理者選解任届出書1部に届出済印を押印し、届出者に返付するものとする。

(圧縮アセチレンガス等の届出)

第5条 規則第1条の5の規定による圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出は、規則様式第1の圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出書(以下「圧縮アセチレンガス等の届出書」という。)により、2部署長に提出させるものとする。

- 2 署長は、前項の届出を受理したときは、圧縮アセチレンガス等の届出書1部に届出済印を押印し、届出者に返付するものとする。

(危険物の仮貯蔵及び仮取扱の承認の申請)

第6条 法第10条第1項ただし書の規定による危険物の仮貯蔵又は仮取扱の承認の申請は、危仮規則別記様式第1号の危険物仮貯蔵仮取扱承認申請書(以下「仮貯蔵仮取扱承認申請書」という。)により、2部消防長又は署長(以下「消防長等」という。)に提出させるものとする。

- 2 消防長等は、前項の申請があった場合において承認をしたときは、仮貯蔵仮取扱承認申請書1部に別記様式第2号の承認印を押印し、申請者に交付するものとする。

(製造所等の許可の申請)

第7条 規則第4条第1項の規定による危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所(以下「製造所等」という。)の設置の許可の申請及び規則第5条第1項の規定による製造所等の変更

の許可の申請は、規則別記様式第2又は規則別記様式第3（以下これらを総称して「設置許可申請書」という。）及び規則別記様式第5又は規則別記様式第6（以下これらを総称して「変更許可申請書」という。）により、2部（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所において危政令第8条の2の3第2項に掲げる事項に係るものについては3部）消防長等に提出させるものとする。

- 2 消防長等は、前項の申請があった場合において許可をしたときは、別記様式第3号の許可証（以下単に「許可証」という。）に別記様式第4号の許可済印を押印した設置許可申請書又は変更許可申請書1部を添付して、申請者に交付するものとする。

（製造所等の仮使用の承認の申請）

第8条 規則第5条の2の規定による製造所等の仮使用の承認の申請は、規則別記様式第7の危険物製造所（貯蔵所・取扱所）仮使用承認申請書（以下「仮使用承認申請書」という。）により、2部消防長等に提出させるものとする。

- 2 消防長等は、前項の申請があった場合において承認をしたときは、仮使用承認申請書1部に別記様式第5号の承認印を押印し、申請者に交付するものとする。

（製造所等の変更の許可及び仮使用の承認の同時申請）

第9条 規則第5条の3の規定による製造所等の変更の許可及び仮使用の承認を同時に申請するときは、規則別記様式第7の2又は規則別記様式第7の3（以下これらを総称して「変更許可及び仮使用承認申請書」という。）により、2部消防長等に提出させるものとする。

- 2 消防長等は、前項の申請があった場合において許可及び承認をしたときは、許可証に別記様式第4号の許可済印及び別記様式第5号の承認印を押印した変更許可及び仮使用承認申請書1部を添付して、申請者に交付するものとする。

（完成検査の申請）

第10条 規則第6条第1項の規定による製造所等の完成検査の申請は、規則別記様式第8又は規則別記様式第9（以下これらを総称して「完成検査申請書」という。）により、

2部（特定屋外タンク貯蔵所，準特定タンク貯蔵所において危政令第8条の2の3第2項に掲げる事項に係るものについては3部）消防長等に提出させるものとし，完成検査申請書1部に新潟市消防局文書規程（平成3年消防局訓令第5号）第8条第2項第5号に規定する收受印（以下単に「收受印」という。）を押印し，申請者に返付するものとする。

- 2 消防長等は，前項の申請があった場合において，危政令第8条第3項で定める技術上の基準に適合していると認めるときは，規則別記様式第10又は規則別記様式第11（以下これらを総称して「完成検査済証」という。）を申請者に交付するものとする。

（完成検査済証の再交付の申請）

第11条 規則第6条第3項の規定による完成検査済証の再交付の申請は，規則別記様式第12の完成検査済証再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）により，2部消防長等に提出させるものとし，再交付申請書1部に收受印を押印し，申請者に返付するものとする。

- 2 消防長等は，前項の申請があったときは，完成検査済証に別記様式第6号の再交付印（以下単に「再交付印」という。）を押印し，申請者に交付するものとする。

（完成検査前検査の申請）

第12条 規則第6条の4第1項の規定による完成検査前検査の申請は，規則別記様式第13の危険物製造所（貯蔵所・取扱所）完成検査前検査申請書（以下「完成検査前検査申請書」という。）により，2部（特定屋外タンク貯蔵所においては水張検査又は水圧検査に係るもの以外は3部）消防長等に提出させるものとする。

- 2 消防長等は，前項の申請があった場合において，危政令第8条の2第7項で定める技術上の基準に適合していると認めるときは，規則別記様式第14のタンク検査済証（以下単に「タンク検査済証」という。）に收受印を押印した完成検査前検査申請書1部を添付して申請者に交付するものとする。

（製造所等の譲渡，引渡の届出）

第13条 規則第7条の規定による製造所等の譲渡又は引渡の届出は、規則別記様式第15の危険物製造所（貯蔵所・取扱所）譲渡引渡届出書（以下「譲渡引渡届出書」という。）により、2部消防長等に提出させるものとする。

2 消防長等は、前項の届出を受理したときは、譲渡引渡届出書1部に届出済印を押印し、届出者に返付するものとする。

（危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出）

第14条 規則第7条の3の規定による危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出は、規則別記様式第16の危険物製造所（貯蔵所・取扱所）品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書（以下「品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書」という。）により、2部消防長等に提出させるものとする。

2 消防長等は、前項の届出を受理したときは、品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書1部に届出済印を押印し、届出者に返付するものとする。

（製造所等の廃止の届出）

第15条 規則第8条の規定による製造所等の用途の廃止の届出は、規則別記様式第17の危険物製造所（貯蔵所・取扱所）廃止届出書（以下「廃止届出書」という。）により、2部消防長等に提出させるものとする。

2 消防長等は、前項の届出を受理したときは、廃止届出書1部に届出済印を押印し、届出者に返付するものとする。

（危険物保安統括管理者等の選任又は解任の届出）

第16条 規則第47条の6の規定による危険物保安統括管理者の選任又は解任の届出は規則別記様式第19の危険物保安統括管理者選任・解任届出書（以下「保安統括管理者選解任届出書」という。）を、規則第48条の3の規定による危険物保安監督者の選任又は解任の届出は規則別記様式第20の危険物保安監督者選任・解任届出書（以下「保安監督者選解任届出書」という。）により、2部署長に提出させるものとする。

2 署長は、前項の届出を受理したときは、保安統括管理者選解任届出書又は保安監督者

選解任届出書 1 部に届出済印を押印し、届出者に返付するものとする。

(予防規程の認可の申請)

第 17 条 規則第 6 2 条第 1 項の規定による予防規程の制定又は変更の認可の申請は、規則別記様式第 2 6 の予防規程制定(変更)認可申請書(以下「予防規程認可申請書」という。)により、2 部署長に提出させるものとする。

2 署長は、前項の申請があった場合において認可をしたときは、予防規程認可申請書 1 部に別記様式第 7 号の認可印を押印し、申請者に交付するものとする。

(特定屋外タンク貯蔵所の保安検査の時期延長の申請)

第 18 条 規則第 6 2 条の 2 の 3 第 2 項の規定による特定屋外タンク貯蔵所の保安検査の時期延長の申請は、規則別記様式第 2 6 の 2、規則別記様式第 2 6 の 3 又は規則別記様式第 2 6 の 4 (以下これらを総称して「保安検査時期延長申請書」という。)により、2 部消防長に提出させるものとする。

2 消防長は、前項の申請があった場合において承認をしたときは、保安検査時期延長申請書 1 部に別記様式第 8 号の承認印(以下単に「承認印」という。)を押印し、申請者に交付するものとする。

(屋外タンク貯蔵所等の保安検査の申請)

第 19 条 規則第 6 2 条の 3 第 1 項の規定による屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安検査の申請は、規則別記様式第 2 7 の屋外タンク貯蔵所保安検査申請書又は規則別記様式第 2 8 の移送取扱所保安検査申請書により、3 部消防長に提出させるものとし、1 部に収受印を押印し、申請者に返付するものとする。

2 消防長は、前項の申請があった場合において、規則第 6 2 条の 3 第 3 項に基づき、規則別記様式第 3 0 の保安検査済証を申請者に交付するものとする。

(特定屋外タンク貯蔵所等の保安検査時期の変更の承認の申請)

第 20 条 規則第 6 2 条の 3 第 2 項の規定による特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安検査時期の変更の承認の申請は、規則別記様式第 2 9 の保安検査時期変更承認申請

書（以下単に「保安検査時期変更承認申請書」という。）により，2部消防長に提出させるものとする。

- 2 消防長は，前項の申請があった場合において承認をするときは，保安検査時期変更承認申請書1部に承認印を押印し，申請者に交付するものとする。

（特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期の延長の届出）

第21条 規則第62条の5第2項の規定による特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期の延長の届出は，規則別記様式第33又は規則別記様式第34（以下これらを総称して「内部点検時期延長届出書」という。）により，2部消防長に提出させるものとする。

- 2 消防長は，前項の届出を受理したときは，内部点検時期延長届出書1部に届出済印を押印し，届出者に返付するものとする。

（休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間の延長の申請）

第22条 規則第62条の5第4項の規定による休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長の申請は，規則別記様式第35の休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長申請書（以下「休止中の内部点検期間延長申請書」という。）により，2部消防長に提出させるものとする。

- 2 消防長は，前項の申請があった場合において承認をするときは，休止中の内部点検期間延長届出書1部に承認印を押印し，申請者に交付するものとする。

（休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間の延長の申請）

第23条 規則第62条の5の2第3項の規定による休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長の申請は，規則別記様式第42の休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書（以下「休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長申請書」という。）により，2部消防長等に提出させるものとする。

- 2 消防長等は，前項の申請があった場合において承認をするときは，休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長申請書1部に承認印を押印し，申請者に交付するものとする。

(休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長の申請)

第24条 規則第62条の5の3第3項の規定による休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長の申請は、規則別記様式第43の休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書(以下単に「休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書」という。)により、2部消防長等に提出させるものとする。

2 消防長等は、前項の申請があった場合において承認をするときは、休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書1部に承認印を押印し、申請者に交付するものとする。

(新基準適合の届出)

第25条 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成6年自治省令第30号。以下「自治省令」という。)附則第10条第1項の規定による新基準適合の届出は、規則別記様式第31の新基準適合届出書(以下単に「新基準適合届出書」という。)により、2部消防長に提出させるものとする。

2 消防長は、前項の届出書を受理したときは、新基準適合届出書1部に届出済印を押印し、届出者に返付するものとする。

(第一段階基準適合の届出)

第26条 自治省令附則第10条第1項の規定による第一段階基準適合の届出は、規則別記様式第32の第一段階基準適合届出書(以下単に「第一段階基準適合届出書」という。)により、2部消防長に提出させるものとする。

2 消防長は、前項の届出書を受理したときは、第一段階基準適合届出書1部に届出済印を押印し、届出者に返付するものとする。

(特定屋外タンク貯蔵所又は準特定屋外タンク貯蔵所の休止確認の申請)

第27条 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成21年総務省令第98号。以下「総務省令」という。)附則第3条第2項の規定による特定屋外タンク貯蔵所又は準特定屋外タンク貯蔵所の休止確認の申請は、規則別記様式第36の特定(準特定)屋外タンク貯蔵所の休止確認申請書(新基準適合期限延長)(以下「特定屋外タンク貯蔵

所等の休止確認申請書」という。)により、2部消防長に提出させるものとする。

- 2 消防長は、前項の申請があった場合において承認をしたときは、特定屋外タンク貯蔵所等の休止確認申請書1部に承認印を押印し、申請者に交付するものとする。

(休止中の特定屋外タンク貯蔵所又は準特定屋外タンク貯蔵所の再開の届出)

第28条 総務省令附則第3条第4項の規定による休止中の特定屋外タンク貯蔵所又は準特定屋外タンク貯蔵所の再開の届出は、規則別記様式第37の休止中の特定(準特定)屋外タンク貯蔵所の再開届出書(新基準適合期限延長)(以下「休止中の特定屋外タンク貯蔵所等の再開届出書」という。)により、2部消防長に提出させるものとする。

- 2 消防長は、前項の届出を受理したときは、休止中の特定屋外タンク貯蔵所等の再開届出書1部に届出済印を押印し、届出者に返付するものとする。

(特定屋外タンク貯蔵所又は準特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更の届出)

第29条 総務省令附則第3条第5項の規定による特定屋外タンク貯蔵所又は準特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更の届出は、規則別記様式第38の特定(準特定)屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更届出書(新基準適合期限延長)(以下「特定タンク貯蔵所等の休止確認に係る変更届出書」という。)により、2部消防長に提出させるものとする。

- 2 消防長は、前項の届出を受理したときは、特定タンク貯蔵所等の休止確認に係る変更届出書1部に届出済印を押印し、届出者に返付するものとする。

(特定屋外タンク貯蔵所の休止確認の申請)

第30条 総務省令附則第3条第7項の規定による特定屋外タンク貯蔵所の休止確認の申請は、規則別記様式第39の特定屋外タンク貯蔵所の休止確認申請書(浮き屋根新基準適合期限延長)(以下「浮き屋根休止確認申請書」という。)により、2部消防長に提出させるものとする。

- 2 消防長は、前項の申請があった場合において承認をしたときは、浮き屋根休止確認申請書1部に承認印を押印し、申請者に交付するものとする。

(休止中の特定屋外タンク貯蔵所の再開の届出)

第31条 総務省令附則第3条第7項の規定による休止中の特定屋外タンク貯蔵所の再開の届出は、規則別記様式第40の休止中の特定屋外タンク貯蔵所の再開届出書（浮き屋根新基準適合期限延長）（以下「浮き屋根再開届出書」という。）により、2部消防長に提出させるものとする。

2 消防長は、前項の届出を受理したときは、浮き屋根再開届出書1部に届出済印を押印し、届出者に返付するものとする。

(特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更の届出)

第32条 総務省令附則第3条第7項の規定による特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更の届出は、規則別記様式第41の特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更届出書（浮き屋根新基準適合期限延長）（以下「浮き屋根休止確認に係る変更届出書」という。）により、2部消防長に提出させるものとする。

2 消防長は、前項の届出を受理したときは、浮き屋根休止確認に係る変更届出書1部に届出済印を押印し、届出者に返付するものとする。

(資料の提出)

第33条 危仮規則第3条第1号、第2号、第4号、第5号、第7号、第8号又は第9号の規定による資料の提出は、危仮規則別記様式第2号、別記様式第3号、別記様式第5号、別記様式第6号、別記様式第8号、別記様式第9号又は別記様式第10号（以下この条においてこれらを総称して「届出書」という。）により、2部消防長等に提出させるものとする。

2 消防長等は、前項の届出を受理したときは、届出書1部に届出済印を押印し、届出者に返付するものとする。

(タンク検査済証の再交付の申請)

第34条 危仮規則第3条第1項第6号の規定によるタンク検査済証の再交付の申請は、危仮規則別記様式第7号のタンク検査済証再交付申請書により、2部消防長等に提出さ

せるものとする。

- 2 消防長等は、前項の申請があったときは、タンク検査済証に再交付印を押印し、申請者に交付するものとする。

(消防計画の届出)

第35条 省令第3条第1項の規定による消防計画の届出は、省令別記様式第1号の2の消防計画作成(変更)届出書(以下「消防計画届出書」という。)により、2部署長に提出させるものとする。

- 2 署長は、前項の届出を受理したときは、消防計画届出書1部に届出済印を押印し、届出者に返付するものとする。

(防災管理に係る消防計画の届出)

第36条 省令第51条の8第1項の規定による防災管理に係る消防計画の届出は、省令別記様式第14号の消防計画作成(変更)届出書(以下「防災管理消防計画作成等届出書」という。)により、2部署長に提出させるものとする。

- 2 署長は、前項の届出を受理したときは、防災管理消防計画作成等届出書1部に届出済印を押印し、届出者に返付するものとする。

(共同防火管理協議事項の届出)

第37条 法第8条の2第2項の規定による共同防火管理協議事項の届出は、別記様式第9号の共同防火管理協議事項届出書(以下単に「共同防火管理協議事項届出書」という。)により、2部署長に提出させるものとする。

- 2 署長は、前項の届出を受理したときは、共同防火管理協議事項届出書1部に届出済印を押印し、届出者に返付するものとする。

(共同防災管理協議事項の届出)

第38条 法第36条第1項において準用する法第8条の2第2項の規定による共同防災管理協議事項の届出は、別記様式第10号の共同防災管理協議事項届出書(以下単に「共同防災管理協議事項届出書」という。)により、2部署長に提出させるものとする。

2 署長は、前項の届出を受理したときは、共同防災管理協議事項届出書1部に届出済印を押印し、届出者に返付するものとする。

(防火管理者の資格付与講習会の受講票等)

第39条 政令第3条第1項の規定による消防長が行う防火管理者の資格付与に関する講習会の申し込みは、別記様式第11号の防火管理者受講票により、1部消防長に提出させるものとする。

2 消防長は、前項の講習を修了した者に対し別記様式第12号の修了証（以下単に「修了証」という。）を交付するものとする。

3 消防長は、修了証の交付を受けた者から、修了証の再発行の申請があった場合は、別記様式13号の防火管理者修了証再発行申請書により、別記様式第14号の防火管理者再発行簿に登録し、修了証を再発行するものとする。

4 消防長は、政令第3条第1項の規定による防火管理者の資格を有する者のうち、修了証の交付を受けた者以外の者から、防火管理者の証交付申請があった場合は、別記様式第15号の防火管理者の証交付申請書により、別記様式第16号の防火管理者の証交付簿に登録し、別記様式第17号の防火管理者の証を交付するものとする。

(防災管理者の資格付与講習会の受講票等)

第40条 政令第47条第1項の規定による消防長が行う防災管理者の資格付与に関する講習会の申し込みは、別記様式第18号の防災管理者受講票により、1部消防長に提出させるものとする。

2 消防長は、前項の講習を修了した者に対し別記様式第19号の修了証（以下「防災管理者修了証」という。）を交付するものとする。

3 消防長は、防災管理者修了証の交付を受けた者から、防災管理者修了証の再発行の申請があった場合は、別記様式第20号の防災管理者修了証再発行申請書により、別記様式第21号の防災管理者再発行簿に登録し、防災管理者修了証を再発行するものとする。

4 消防長は、政令第47条第1項の規定による防災管理者の資格を有する者のうち、修

了証の交付を受けた者以外の者から、防災管理者の証交付申請があった場合は、別記様式第22号の防災管理者の証交付申請書により、別記様式第23号の防災管理者の証交付簿に登録し、別記様式第24号の防災管理者の証を交付するものとする。

(消防用設備等の設置の届出)

第41条 法第17条の3の2の規定による消防用設備等又は特殊消防用設備等(以下「消防用設備等」という。)の設置の届出は、省令別記様式第1号の2の3の消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(以下「消防用設備等設置届出書」という。)により、2部消防長等に提出させるものとし、消防用設備等設置届出書1部に収受印を押印し、届出者に返付するものとする。

2 消防長等は、前項の届出を受理したときは、法第17条の3の2の設備等技術基準又は設備等設置維持計画書に適合していると認めたときは、省令別記様式第1号の2の3の2の消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証を交付するものとする。

(消防用設備等の点検の報告)

第42条 法第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検の報告は、消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検期間、点検の方法並びに点検結果についての報告書の様式を定める件(平成16年消防庁告示第9号)の別記様式第1の消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(以下「消防用設備等点検結果報告書」という。)により、2部署長に提出させるものとする。

2 署長は、前項の報告を受理したときは、消防用設備等点検結果報告書1部に届出済印を押印し、届出者に返付するものとする。

(消防用設備等の着工の届出)

第43条 法第17条の14の規定による消防用設備等の着工の届出は、省令別記様式第1号の7の工事整備対象設備等着工届出書(以下「着工届出書」という。)により、2部消防長等に提出させるものとする。

2 消防長等は、前項の届出を受理したときは、着工届出書1部に届出済印を押印し、届出者に返付するものとする。

(防火対象物の点検結果の報告)

第44条 法第8条の2の2第1項の規定による防火対象物の点検結果の報告は、消防法施行規則第4条の2の4第3項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件(平成14年消防庁告示第8号)の防火対象物点検結果報告書(以下単に「防火対象物点検結果報告書」という。)により、2部署長に提出させるものとする。

2 署長は、前項の報告を受理したときは、防火対象物点検結果報告書1部に届出済印を押印し、届出者に返付するものとする。

(防火対象物の点検報告特例認定の申請)

第45条 法第8条の2の3第2項の規定による防火対象物の点検報告特例認定の申請は、省令別記様式1号の2の2の2の防火対象物点検報告特例認定申請書(以下単に「防火対象物点検報告特例認定申請書」という。)により、2部署長に提出させるものとする。

2 署長は、前項の申請があった場合において承認をしたときは、別記様式第26号の防火対象物特例認定通知書に収受印を押印した防火対象物点検報告特例認定申請書1部を添付して申請者に交付するものとする。

3 署長は、前項の申請があった場合において承認をしないときは、別記様式第27号の防火対象物特例不認定通知書に収受印を押印した防火対象物点検報告特例認定申請書1部を添付して申請者に交付するものとする。

(管理権原者の変更の届出)

第46条 法第8条の2の3第5項の規定による管理権原者の変更の届出は、省令別記様式1号の2の2の3の管理権原者変更届出書(以下単に「管理権原者変更届出書」という。)により、2部署長に提出させるものとする。

2 署長は、前項の届出を受理したときは、管理権原者変更届出書1部に届出済印を押印

し、届出者に返付するものとする。

(防災管理対象物の点検結果の報告)

第47条 法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の規定による防災管理対象物の点検結果の報告は、消防法施行規則第51条の12第2項の規定において準用する同規則第4条の2の4第3項に規定に基づき、防災管理の点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成20年消防庁告示第19号）の別記様式第1の防災管理点検結果報告書（以下単に「防災管理点検結果報告書」という。）により、2部署長に提出させるものとする。

- 2 署長は、前項の報告を受領したときは、防災管理点検結果報告書1部に届出済印を押印し、届出者に返付するものとする。

(防災管理の点検報告特例認定の申請)

第48条 法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第2項の規定による防災管理の点検報告特例認定の申請は、省令別記様式第16号の防災管理点検報告特例認定申請書（以下単に「防災管理点検報告特例認定申請書」という。）により、2部署長に提出させるものとする。

- 2 署長は、前項の申請があった場合において承認をしたときは、別記様式第28号の防災管理対象物特例認定通知書に収受印を押印した防災管理点検報告特例認定申請書1部を添付して申請者に交付するものとする。

- 3 署長は、前項の申請があった場合において承認をしないときは、別記様式第29号の防災管理対象物不認定通知書に収受印を押印した防災管理点検報告特例認定申請書1部を添付して申請者に交付するものとする。

(防災管理対象物の管理権原者変更の届出)

第49条 法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第5項の規定による防災管理対象物の管理権原者の変更の届出は、省令別記様式第17号の管理権原者変更届出書（以下「防災管理権原者変更届出書」という。）により、2部署長に提出させるものとする。

する。

2 署長は、前項の届出を受理したときは、防災管理権原者変更届出書1部に届出済印を押印し、届出者に返付するものとする。

(その他)

第50条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は別に定めるものとする。

別記様式第1号（第2条，第3条，第4条，第5条，第13条，第14条，第15条，第16条，第21条，第25条，第26条，第28条，第29条，第31条，第32条，第33条，第35条，第36条，第37条，第38条，第42条，第43条，第44条，第46条，第47条，第49条関係）

年	月	日
届	出	済
局	署	名

別記様式第2号（第6条関係）

指令第 号（※）

本申請の（仮取扱
仮貯蔵）について承認する。

年 月 日

新潟市消防長（新潟市 消防署長） 氏 名 印

※消防署にあつては，○指令第 号（○印は，北・東・中・江・秋・南・西・蒲の別。）

別記様式第3号（第7条関係）

指令第 号（※）
年 月 日

危険物 製造所
貯蔵所（ ） 許可証
取扱所

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け第 号で申請のあった危険物（ ）の
（ ）については、消防法第11条第2項の規定により下記のとおり許可
する。

記

- 1 設置者住所
氏名
- 2 設置場所
- 3 製造所等の区分

新潟市消防長



※消防署にあつては、○指令第 号（○印は、北・東・中・江・秋・南・西・蒲の別。）

別記様式第4号（第7条，第9条関係）

年 月 日 指令第 号 ※
許 可 済
新潟市消防局

※ 消防署にあつては，○指令第 号（○印は，北・東・中・江・秋・南・西・蒲の別。）

別記様式第5号（第8条，第9条関係）

指令第 号（※）

本申請の（ ）変更の仮使用について承認する。

年 月 日

新潟市消防長 氏 名 印

※ 消防署にあつては，○指令第 号（○印は，北・東・中・江・秋・南・西・蒲の別。）

別記様式第6号（第11条，第34条関係）

再 交 付
年 月 日

別記様式第7号（第17条関係）

指令第 号（※）

本申請の予防規程 制定
変更 の件，認可します。

年 月 日

新潟市消防長 氏 名 印

※ 消防署にあっては，○指令第 号（○印は，北・東・中・江・秋・南・西・蒲の別。）

別記様式第8号（第18条，第20条，第22条，第23条，第24条，第27条，第30条関係）

年	月	日
承	認	
新潟市消防局		

別記様式第9号（第37条関係）

共同防火管理協議事項届出書

年 月 日	
新潟市 消防署長 様	
届 出 者 住 所 氏 名	
印	
防火対象物の所在地	
防火対象物の名称	
協議会代表者	事業所名 氏 名
統括防火管理者	事業所名 氏 名
協議事項	別添のとおり
その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 協議事項を変更したときは、すみやかに届け出てください。
2 ※印欄は記入しないでください。

別記様式第10号（第38条関係）

共同防災管理協議事項届出書

年 月 日	
新潟市 消防署長 様	
届 出 者 住 所 氏 名	
印	
防災管理対象物の所在地	
防火管理対象物の名称	
協議会代表者	事業所名 氏 名
統括防災管理者	事業所名 氏 名
協議事項	別添のとおり
その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 協議事項を変更したときは、すみやかに届け出てください。
2 ※印欄は記入しないでください。

別記様式第 1 1 号 (第 3 9 条関係)

(表)

(A) 防火管理者講習票						
受講番号		種別	甲種・乙種	写真欄 たて 4 cm, よこ 3 cm の上半身正面写真をはがれないようにしっかりはりつけてください。 平成 年 月 日 撮影		
(ふりがな) 氏名	年 月 日生 (歳)					
住所	(電話)					
勤務先, 又は選任予定防火対象物の所在地及び名称	(電話)					
職名		勤務年数		第 1 日 受 付	第 1 日 終 了	第 2 日 受 付
希望講習日	平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで				
記 事				(修了証契印) 年 月 日 修了		

(B) 防火管理者受講票						
(きりはなさないで下さい)						
記載提出上の注意						
<p>1 A及びC票とも太枠欄内を正確に記入してください。</p> <p>2 B票は受講通知書になっていますので, 表に住所氏名を記入し50円切手を忘れずに貼ってください。</p> <p>3 各票は切り離さずこのまま消防局, 消防署, 消防出張所に提出してください。</p>	受講番号		種別	甲種・乙種		
	講習日時	平成 年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで	平成 年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで			
	講習会場					
	受講認定					
	<p>1 受講当日は本状, テキスト代 () 円及び筆記用具を忘れないようにしてください。</p> <p>2 甲種は第 1 日目の終了後受講認定欄に認定印を押してもらってください。</p> <p>3 修了証は講習終了後必ず受取ってからお帰りください。</p> <p>4 駐車場がありませんので自家用車の乗り入れはご遠慮ください。</p>					

(C) 防火管理者講習票						
(きりはなさないで下さい)						
受講番号		種別	甲種・乙種			
(ふりがな) 氏名	年 月 日 生 (歳)					
住所	(電話)					
勤務先, 又は選任予定防火対象物の所在地及び名称	(電話)					
職名		勤務年数				
講習修了年月日						
講習実施者	新潟市消防長					

(裏)

記事欄

Horizontal lines for writing in the top article column.

切り取り線

郵便はがき

Five small square boxes for postal code or address.

50円切手
をはるこ
と

〒九五二一八二〇六

新潟市中央区東大畑通一番町六四三番地二
新潟市消防局
電話 (923) 三一九一

様

記事欄

Horizontal lines for writing in the bottom article column.

別記様式第12号（第39条関係）

(表)

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> ← 9.0 cm → </div> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">第 号</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">修 了 証</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">氏 名 生年月日</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">あなたは消防法施行令第3条第1項第 号の規定による 種防火 管理講習の課程を修了されました。よってこれを証します。</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">年 月 日修了</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">年 月 日交付</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">新潟市消防長 氏 名</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 60px; display: inline-block; margin-right: 10px;"></div> 印 </div>	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> ↑ 6.0 cm ↓ </div>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(裏)

選任・解任		
	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日
講 習 等		
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
備 考		再 交 付
		年 月 日

別記様式第13号（第39条関係）

防火管理者修了証再発行申請書

平成 年 月 日

新潟市消防局長 殿

申請者 住所

電話 - -

氏 名 印

受講年月日	年 月 日	種 別	甲 種 ・ 乙 種
		受講番号	第 号
(ふりがな) 氏 名		生年月日	年 月 日
勤 務 先	所 在 地		
	名 称		
紛 失 理 由			

別記様式第17号（第39条関係）

（表）

<p>第 号</p> <p>防 火 管 理 者 の 証</p> <p>氏 名 生年月日</p> <p>あなたは消防法施行令第3条第1項1号の規定により防火管理者 の資格を有する者と証します。</p> <p>資格確認 平成 年 月 日</p> <p>新潟市消防長 氏 名</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 60px; margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center; line-height: 60px;">印</div>	<p>9. 0 cm</p> <p>6. 0 cm</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------

（裏）

選任・解任	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日
講 習 等	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
備 考	再 交 付	
	年 月 日	

別記様式第18号（第40条関係）

（表）

(A) 防災管理者講習票						
受講番号		種別	防災新規・防火防災		写真欄 たて4cm, よこ3cmの上半身正面写真をはがれないようにしっかりはりつけてください。 平成 年 月 日撮影	
(ふりがな)氏名	年 月 日生 (歳)					
住所	(電話)					
勤務先, 又は選任予定防火対象物の所在地及び名称	(電話)					
職名		勤務年数		第1日受付	第1日終了	第2日受付
希望講習日	平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで				
記事					(修了証契印) 年 月 日修了	
(きりはなさないで下さい)						
記載提出上の注意						
(B) 防災管理者受講票						
<p>1 A及びC票とも太枠欄内を正確に記入してください。</p> <p>2 B票は受講通知書になっていますので, 表に住所氏名を記入し50円切手を忘れずに貼ってください。</p> <p>3 各票は切り離さずこのまま消防局, 消防署, 消防出張所に提出してください。</p>	受講番号		種別	防災新規・防火防災		
	講習日時	平成 年 月 日午前 時 分から午後 時 分まで 平成 年 月 日午前 時 分から午後 時 分まで				
	講習会場					
	受講認定					
	<p>1 受講当日は本状, テキスト代 () 円及び筆記用具を忘れないようにしてください。</p> <p>2 甲種は第1日目の終了後受講認定欄に認定印を押してもらってください。</p> <p>3 修了証は講習終了後必ず受取ってからお帰りください。</p> <p>4 駐車場がありませんので自家用車の乗り入れはご遠慮ください。</p>					
(きりはなさないで下さい)						
(C) 防災管理者講習票						
受講番号		種別	防災新規・防火防災			
(ふりがな)氏名	年 月 日 生 (歳)					
住所	(電話)					
勤務先, 又は選任予定防火対象物の所在地及び名称	(電話)					
職名		勤務年数				
講習修了年月日						
講習実施者	新潟市消防長					

(裏)

記事欄

Blank lined area for writing on the top left side of the envelope back.

切り取り線

郵便はがき

Five small square boxes for postal code or address information.

50円切手
をはるこ
と

〒九五二一八一〇六
新潟市中央区東大畑通一番町六四三番地二
新潟市消防局
電話 (223) 三二九一

様

記事欄

Blank lined area for writing on the bottom right side of the envelope back.

別記様式第19号（第40条関係）

(表)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">第 号</p> <p style="margin: 5px 0 0 40px;">修 了 証</p> <p style="margin: 5px 0 0 40px;">氏 名 生年月日</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">あなたは消防法施行令第47条第1項1号の規定による防災管 理講習の課程を修了されました。よってこれを証します。</p> <p style="margin: 20px 0 0 40px;">平成 年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0 0 40px;">新潟市消防長 氏 名</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 50px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 50px;">印</div>	<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">6.0 cm</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------

(裏)

選任・解任		
	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日
講 習 等		
	年 月 日	年 月 日
備 考		再 交 付
		年 月 日

別記様式第20号（第40条関係）

防災管理者修了証再発行申請書

平成 年 月 日

新潟市消防局長 殿

申請者 住所

電話 — —

氏 名 印

受講年月日	年 月 日	受講番号	第 号
(ふりがな) 氏 名		生年月日	年 月 日
勤 務 先	所 在 地		
	名 称		
紛 失 理 由			

別記様式第24号（第40条関係）

(表)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">第 号</p> <p style="margin: 5px 0;">防 災 管 理 者 の 証</p> <p style="margin: 5px 0;">氏 名 生年月日</p> <p style="margin: 10px 0;">あなたは消防法施行令第47条第1項 号の規定により 防災管理者の資格を有する者と証します。</p> <p style="margin: 10px 0;">資格確認 平成 年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0;">新潟市消防長 氏 名</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 60px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 60px;">印</div>	<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">6 . 0 cm</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------

(裏)

選任・解任		
	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日
講 習 等		
	年 月 日	年 月 日
備 考		再 交 付
		年 月 日

別記様式第25号 (第45条, 第48条関係)

年	月	日
承	認	
署	名	

防火対象物特例認定通知書

新消 第 号
年 月 日

(申請者住所・氏名等)

様

新潟市 消防署長 印

消防法第8条の2の3第3項の規定により、 年 月 日付で
申請のあった下記の防火対象物に係る特例については、認定することを決定した
ので通知します。

記

防火対象物	所在地	
	名称	
	用途	
認定の効力の生じる日	年 月 日	
特記事項		

防火対象物特例不認定通知書

新消 第 号
年 月 日

(申請者住所・氏名等)

様

新潟市 消防署長 印

消防法第 8 条の 2 の 3 第 3 項の規定により, 年 月 日付
けで申請のあった下記の防火対象物に係る特例については, 認定しないことを決定
したので通知します。

記

防火対象物	所在地	
	名 称	
	用 途	
認 定 し な い 理 由		
特 記 事 項		

教示

この決定に不服のある場合は, この処分があったことを知った日の翌日から起算
して 6 0 日以内に新潟市消防長に対して審査請求をすることができます。

また, この決定の取消しを求める訴えをする場合は, この決定の通知を受けた日
の翌日から起算して 6 月以内に, 新潟市を被告として (訴訟において市を代表する
者は市長となります。), 提起することができます。ただし, 審査請求をした場合
には, この決定の取消しの訴えは, その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の
翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

防災管理対象物特例認定通知書

新消 第 号
年 月 日

(申請者住所・氏名等)

様

新潟市 消防署長 印

消防法第 36 条第 1 項において準用する消防法第 8 条の 2 の 3 第 3 項の規定により、
年 月 日付けで申請のあった下記の防災管理対象物に係る
特例については、認定することを決定したので通知します。

記

防火対象物	所在地	
	名称	
	用途	
認定の効力の生じる日	年 月 日	
特記事項		

防災管理対象物特例不認定通知書

新消 第 号
年 月 日

(申請者住所・氏名等)

様

新潟市 消防署長 印

消防法第 36 条第 1 項において準用する第 8 条の 2 の 3 第 3 項の規定により、
年 月 日付けで申請のあった下記の防災管理対象物に係る特
例については、認定しないことを決定したので通知します。

記

防火対象物	所在地	
	名 称	
	用 途	
認 定 し な い 理 由		
特 記 事 項		

教示

この決定に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に新潟市消防長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、新潟市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。